

お 知 ら せ

平成20年(2008年)9月12日

山口県建設工事請負契約約款第25条第5項の運用の拡充について

山口県建設工事請負契約約款第25条第5項(以下「単品スライド条項」という。)の規定の運用については、「山口県建設工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)運用基準」を定め、鋼材類及び燃料油を対象に平成20年6月20日から運用していますが、原油価格の高騰等により、鋼材類や燃料油以外の工事材料についても価格が著しく上昇し、請負代金額が不相当となるおそれがあるため、下記のとおり単品スライド条項の運用を拡充することとしましたのでお知らせします。

記

1 対象となる品目の追加

原油価格の高騰等の特別な要因により、鋼材類及び燃料油以外の工事材料の価格に著しい上昇が認められる場合には、運用基準に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱いに準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとします。

この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、原材料費の高騰などその要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとします。

2 単品スライド条項適用の公表

単品スライド条項の適用により請負代金額を変更した場合には、工事名、請負者名、スライド対象資材及びスライド額等をホームページ等で公表します。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/tanslide/20080619001.html>

3 施行日

平成20年9月12日

なお、工期の末日が施行日以降で平成20年12月31日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が2月未満であっても、工期満了前であっても、かつ、平成20年10月31日までの場合は、これを行うことができるものとします。